

奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業業務の質問に対する回答

項番	質問項目				質問事項	回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
1	令和8年度奈良市メタバース空間を活用した不登校支援事業 業務委託仕様書	1	7	仕様書7. (1)②ア「メタバースプラットフォームは、日本国内の事業者が提供するものを使用すること」について、	「日本国内の事業者」の定義をご教示ください。日本法人を有する企業であれば外資系でも該当しますか、それとも日本資本の事業者に限定されますか。	「日本国内の事業者」とは、日本法に基づき設立され、日本国内法の適用を受ける法人または日本における支店・営業所等を有し、日本国内で契約締結および履行責任を負うことが可能な事業者を想定しています。
2	同上	1	7	業務委託内容 (1) 環境構築 ② 空間について ウ	児童生徒が利用するGIGAスクール端末等のアカウントを想定されているかと思いますが、職員の方などで貴市発行のGoogleアカウントを持たないゲスト等が空間を利用する場合には、通常のID/パスワード等、別手段でのログインを併用しても問題ないでしょうか。	はい、問題ありません。
3	同上	1、2	6、7	「利用者数は最大100名程度を見込んでいる。加えて、月1回程度実施する予定のイベント時の一時利用者数も、最大100名程度を見込んでいる。」(6項)、「空間上の同時接続可能アカウント数は100アカウント用意すること。」(7項ク)	イベント開催時には、通常利用者とあわせて最大200名の同時接続を想定したシステム構成とする必要がありますか。	通常活動時も、イベント開催時も、それぞれ最大100名の同時接続と想定してください。
4	同上	2	7	業務委託内容 (1) 環境構築 ② 空間について エ	本イベントを開催するにあたって発生する会場費、講師等の交通費、参加者の傷害保険料など想定される実費は、本業務の委託料に含めて見積もる想定でよろしいでしょうか。それとも別途、貴市にてご負担 (または実費精算) いただける想定でしょうか。	本業務の委託料に含めてください。
5	同上	2	7	「オフラインの交流イベントについて、(中略) 必要な場合は本市と協議の上、開催すると。(希望がある場合は年度毎に1、2回を想定)」	当該イベントに係る会場手配・使用料、現地での運営費用等は、本委託業務の見積金額に含める想定でしょうか。	お見込みの通りですが、会場については本市が所管する施設(奈良市教育センター)を利用することが可能です。
6	同上	2	7	仕様書7. (1)②オ「面談スペースは、カウンセリングを望む児童生徒の面談の申し込みを受け付けることができ、カウンセラーとのオンライン面談が可能な機能」	カウンセラーは受注者側で配置する必要がありますか、それとも本市が手配するカウンセラーがアクセスできる機能の提供のみで足りるでしょうか。	後者のとおり、カウンセラーは本市の職員を想定しており、当該職員がアクセスできる機能を提供してください。
7	同上	2	7	業務委託内容 (1) 環境構築 ② 空間について オ	ここで面談をするカウンセラーは、受託者が配置する専門スタッフ(心理師等)を想定しておりますでしょうか。それとも、貴市のスクールカウンセラー等の職員様が本空間にログインして面談を実施することを想定されておりますでしょうか。	カウンセラーは本市の職員を想定しております。
8	同上	2	7	業務委託内容 (1) 環境構築 ② 空間について カ	受託者が独自の学習ドリル等のサービスを手配して組み込む場合、対象児童生徒分のライセンス費用は本委託料に含めるという認識でよろしいでしょうか。それとも、現在貴市の学校で導入されているデジタルドリル等を活用(メタバース空間からのリンク誘導等)することが想定されますでしょうか。	本業務の委託料に含めてください。
9	同上	2	7	「2回/週、4時間/回の空間開室中、児童生徒との交流やコミュニケーション等を行う。」	1回あたりの配置人数の目安(最低人数等)や、支援員に求める具体的な資格・経験の条件はありますか。	支援員は必ずしも特定の資格を必須とするものではありませんが、児童生徒の心情に寄り添った適切な支援を行う観点から、心理の資格や教員免許を有する支援員の配置が望ましいと考えます。
10	同上	3	7	仕様書「7 業務委託内容 (8) セキュリティ対策について」⑩について 【該当箇所】 仕様書 p.3「⑩ IDCは日本国内にあり、かつ日本国内法の適用を受けること。また、ISMAPPに登録されており、サイバーセキュリティ対策がされていること。」	【質問内容】 本要件における「ISMAPPに登録されており」の充足主体について、以下のいずれの解釈となるか、ご教示ください。  (1) 受注者(プライム企業)が、自社で保有する、もしくは利用するクラウドサービスがISMAPPに登録されていればよい  (2) 本事業で利用するメタバースプラットフォームを提供する事業者(再委託先となる場合を含む)自身が、ISMAPPに登録されている必要がある  (3) 本事業で利用するメタバースプラットフォーム(クラウドサービス)そのものがISMAPPクラウドサービスリストに登録されている必要がある  (4) メタバースプラットフォームの稼働基盤となるIaaS/PaaS(例: Amazon Web Services、Microsoft Azure等、ISMAPP登録済みのクラウド基盤)が利用されていれば足りる  なお、現状、メタバースプラットフォーム単体でISMAPP登録を受けている事業者は限定的であり、多くのメタバースサービスはISMAPP登録済みのIaaS基盤上で稼働しているものと認識しております。本要件の充足判定の基準について、明確にご教示いただけますでしょうか。	本事業で利用するメタバースプラットフォームが稼働するクラウド基盤(IaaS/PaaS)が、ISMAPPクラウドサービスリストに登録されていることをもって、本要件を充足するものとします。ただし、本業務の履行にあたって他のクラウドサービスの利用を行う場合は、当該クラウドサービス及びクラウド基盤がISMAPPクラウドサービスリストに登録されている必要があります。